

令和 6 年度埼玉県内部統制評価報告書

埼玉県知事 大野 元裕 は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、「埼玉県内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 10 日）を策定し、当該方針に基づき内部統制の整備及び運用を行っています。

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、継続的に内部統制に取り組むとともに、社会情勢の変化や監査委員からの意見等を踏まえ、適時必要な見直しを行うこととします。

2 評価手続

埼玉県では、ガイドラインを踏まえ、「全庁的な内部統制評価実施要領」（令和 2 年 4 月 1 日。以下「評価実施要領」という。）及び「業務における内部統制評価事務処理要領」（令和 2 年 4 月 1 日。以下「評価事務処理要領」という。）において、内部統制の評価について必要な事項を定めております。

令和 6 年度については、評価対象期間を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日とし、その最終日である令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、評価実施要領及び評価事務処理要領に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により、評価作業を実施したところ、財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 8 月 4 日

埼玉県知事 大野 元裕

令和 6 年度 内部統制の評価概要

地方自治法第 150 条第 4 項の規定による令和 6 年度の内部統制評価の結果は、次のとおりです。

1 評価対象期間及び基準日

- ・評価対象期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- ・評価基準日 令和 7 年 3 月 31 日

2 評価の範囲

- ・対象事務 財務に関する事務
- ・対象部局 知事部局、教育委員会

3 評価方法

(1) 全庁的な内部統制の評価

評価実施要領の別紙 1「埼玉県の全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方及び評価項目」に規定された 6 つの基本的要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICT への対応)で構成する 28 の評価項目について、それぞれに対応する条例、規則など 72 本の規程が適切に整備・運用されているか評価を行いました。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

知事部局及び教育委員会の各部局で作成し、自己評価を行ったリスク評価シートについて、評価部局において独立的評価を実施しました。

4 評価結果

(1) 全庁的な内部統制の評価

評価実施要領に規定された 28 の評価項目について確認したところ、整備状況、運用状況ともに不備は認められませんでした。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

各部局が自己評価を行ったリスク評価シートの整備状況及び運用状況を確認したところ、整備状況については不備が確認されませんでした。運用状況については115件の不備が確認されました。不備の概要は以下のとおりです。

分類	リスク内容	件数		
		合計	知事部局	教育委員会
収入	過大・過小徴収、調定漏れによる収入未済、不適正な納入通知書等の発行 等	19	10	9
支出	誤った支出命令、支払い遅延、所得税等の納税誤り 等	46	27	19
契約	不適切な手続きでの契約締結、不適切な契約管理 等	40	27	13
財産	物品の不適正な管理、現金等の紛失	10	10	0
合計		115	74	41

(3) 重大な不備

重大な不備について、ガイドラインでは「事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいい、内部統制についての説明責任を果たす観点から、内部統制評価報告書に記載すべきもの」としています。

埼玉県では、ガイドラインを踏まえ「重大な不備に該当するかの判断基準」を定めており、当該基準に基づき、評価部局が把握した運用状況の不備を確認したところ、重大な不備に該当するものではありませんでした。

(4) 内部統制の有効性の判断

評価対象期間の最終日である評価基準日において、整備状況及び運用状況ともに重大な不備が確認されなかったことから、財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に整備、運用されていると評価しました。

5 不備の是正に関する事項

内部統制報告書に記載すべき重大な不備は確認されませんでした。運用状況の不備と評価した115件については、該当部局において発生原因の分析や再発防止に向けた改善が行われており、不備の是正が図られていることを確認しました。